

第44回 高崎市みんなの 消費生活展(パネル展)

～今だからこそ、できる工夫・見直すくらし～

高崎市は高崎市消費者団体連絡協議会とともに、市民の消費生活の安定と向上を目的とし、生活に役立つ情報の提供や資料配布を行う消費生活展を昭和53年から開催しています。

令和2年度は新型コロナウイルスの影響により中止しましたが、令和3年度はパネル展として開催します。コロナ禍の今だからこそ、必要な工夫やくらしを見直すヒントが沢山あります。ぜひご来場ください(例年行っていたイベント・試食・体験コーナー等は実施しません)。

期 間：令和3年11月8日(月)～12日(金)(初日は午前10時から、最終日は午後3時まで)

会 場：高崎市役所 中2階ロビー

参加団体・テーマ

- 高崎市地区婦人会連合会…元気で長生き
- 高崎市くらしの会…暮らしに密着・廃食油回収
- 生活協同組合コープぐんま…お家時間を楽しもう
- 高崎市食生活改善推進協議会…1日350g以上の野菜を食べよう!
- 高崎栄養士会…栄養の整理整頓
- 高崎友の会…私たちにできること お金と暮らしのちょうどいいを見つけよう!
- 高崎市消費生活センター…STOP! 消費者被害



消費生活相談 ~多い相談事例~

- ◆ 簡単に稼げると言われ副業を申し込んだが、費用がかかるばかりでお金が得られない ◆
- ◆ トイレ詰まりの修理を頼んだら、高額な料金を請求された ◆
- ◆ 宅配便事業者を装う不在通知に応えたら、不審な電話やメールがたくさん届くようになった ◆
- ◆ インターネットの通信販売で購入した商品が届かず、事業者と連絡も取れない ◆
- ◆ 光回線をアナログ回線に戻す工事を頼んだつもりが、サポート契約になっていた ◆

高崎市消費生活センター

〒370-8501 高崎市高松町35-1 高崎市役所1階

相談専用電話 027-327-5155

受付時間 月～金曜日 9時～16時30分(祝日・年末年始を除く)

※電話または来所によりお受けしています。来所の際はご予約いただくとスムーズです。

◆消費者ホットライン ☎188(お近くの消費生活相談窓口をご案内します)



[この用紙は再生紙を使用しています。]

消費生活センター・ニュース

第69号/2021年10月15日発行

高崎市消費生活センター(相談専用電話 027-327-5155)

成年年齢が18歳に引き下げられます 消費者トラブルにご注意を!

民法の改正により、2022年(令和4年)4月1日以降は18歳で『成年』と扱われます。

成年年齢には、一人で契約をすることができる年齢という意味と、父母の親権に服さなくなる年齢という意味があります。

成年年齢の引下げによって、18歳・19歳の方は、親の同意がなくても様々な契約をすることができるようになります。例えば、携帯電話を購入する、クレジットカードを作成する、一人暮らしのためのアパートを借りる、ローンを組んで自動車を購入する、といったことができるようになります。

成年になるということは、自分の判断でいろいろなことができるようになりますが、自分の行動に自分で責任をもつということでもあります。



18歳になったらできること(例)

『契約』の例

- ・携帯電話を契約する。
- ・クレジットカードをつくる。
- ・アパートの部屋を借りる。
- ・ローンを組む。



その他の例

- ・10年有効のパスポートの取得。
- ・男女とも自分の意思で結婚できる。
(女性は16歳から18歳に変わります)
- ・性同一性障害者の性別変更請求。など

20歳にならないとできないこと(例)

- ・お酒を飲む。
- ・タバコを吸う。
- ・公営ギャンブル。
(競馬/競輪/競艇/オートレース)など



トラブル事例

確認不足や安易な気持ちが招いたトラブルです。

- ◆ 高校生がスマホを操作中に『初回お試し980円』とあった脱毛クリームを購入。1回限りと思って申し込んだが、高額な定期購入だった。
- ◆ 以前聞いた親のクレジットカードの情報を用いて、子どもがオンラインゲームのアイテムを購入し、高額な請求がきた。

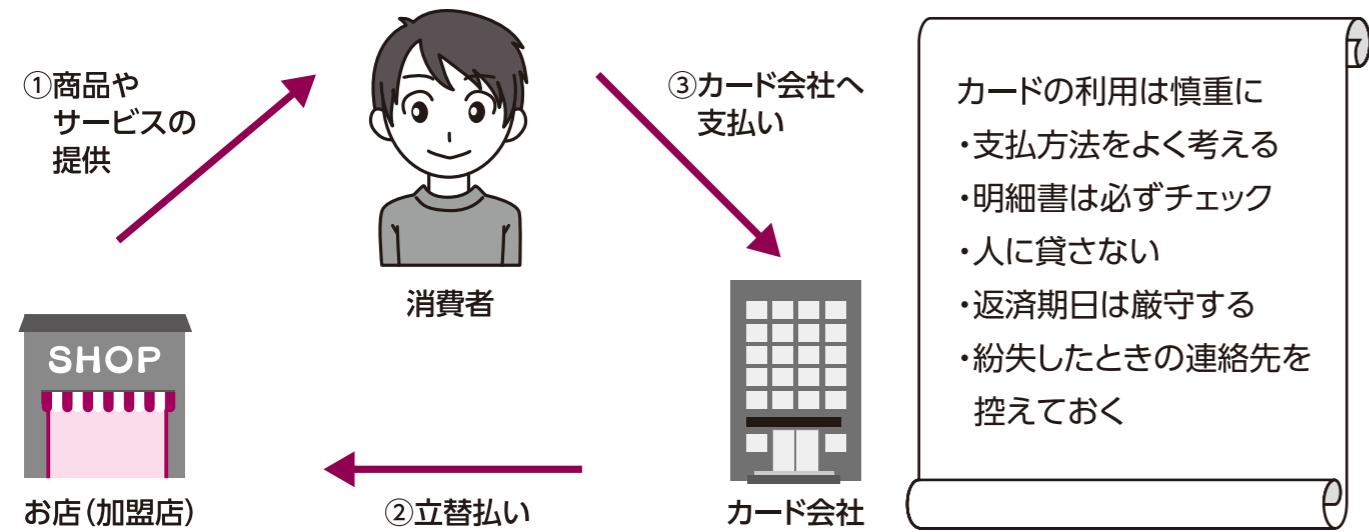
18歳成人になつたらできること



クレジットカードが持てるようになる。

クレジット(credit)とは「信用」という意味です。クレジット会社は、消費者がカードを使用した分を支払えるか判断し、消費者を信用して代金を立て替えます。

買い物をした際、クレジットカードで支払いをすることは、クレジット会社に借金をしているのと同じことです。お金を使っているという感覚が鈍くなりやすいので、上手に活用しましょう。



△ 気を付けてリボ払い

リボルビング払い…あらかじめ毎月の支払額を決めて分割で支払う方法です。

たくさん買い物をしても、毎月の支払額が一定なので払いやすくなります。しかし、残高がある限り手数料(利息)がかかり、支払い続けなければなりません。

結果、返済期間が長くなり、支払総額が多くなりますので計画的に利用しましょう。



ローンを組んだり、親の同意なしに契約したりすることができる。

成人になると、銀行や消費者金融からお金を借りたり、ローンを組んだりできるようになります(事前審査があります)。また、親の同意なしに契約ができます。

契約には、責任が伴います。成立した契約は、自分の都合で一方的に解消することはできません。「他のお店の方が安かったから」「やっぱり要らないから」「アルバイトを辞めたから、支払いができない」などと言って契約を無効にすることはできません。

消費者トラブルを防ぐためにも、契約する前によく考えて計画的な行動をするようにしましょう。

『お金を使うこと』についてもう一度考えてみよう。

自分で稼いだお金を、自分で好きなように使うことはとても魅力的です。

しかし、目の前のことだけでなく、将来のことも考えて、計画的に貯蓄をしながら消費生活を送れる賢い消費者になりましょう。

社会経験の浅い若者が狙われています!

世の中には他人をだまして儲けようとする悪質業者がいます。昨今は高齢者だけではなく、若者が狙われています。

SNSをきっかけとした悪質商法や詐欺の被害が増加しています。ネット上の行動で法律違反に問われたり、犯罪に巻き込まれたりすることもあります。自分のネット利用が大丈夫か見直してみましょう。

① 儲かるよ! SNSで知り合った人から紹介された副業

1日5分程度で、誰でもできるって言うから情報商材(ノウハウ情報)を買いました。
返金保証があって、サポートも充実しているらしい。



② ノウハウ通りにやっているけど、うまくいかない…。

さらに高額のプランを勧められたので、お金がないと言って断ろうとした。そうしたら、消費者金融でのお金の借り方の情報を送ってきた。
さらに、友達を紹介すると紹介料3万円をもらえるって。
これって、もしかして…



③ 返金を求めても、連絡がつかない。

もちろん、お金は返してもらえない。
『簡単に儲かる』という説明だったのに…。
友達には避けられているような気がするし…。



△ SNSの情報は正しいとは限りません

SNSは便利で楽しいのですが、その情報は信じられますか?

技術の進歩により、合成写真や動画は簡単に作成できます。またリアルでないから、目立ちたいからと注目を浴びそうな表現をするものもあります。

情報を取捨選択して、少しでも不審な点があれば、近づかないようにしましょう。

スマホやネットを使った犯罪は、次々に新しい手口で迫って来ます。

『簡単に儲かる』『みんなやっている』『きみだけ特別に』『就職活動に有利』『人脈が増える』などの甘い言葉や誘惑には飛びつかないようにしましょう。